

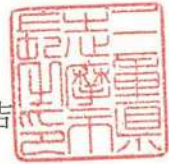


志摩市告示第 85 号

令和 8 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 4 項及び志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 27 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



# 志摩市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画 【令和8年度】





## 1 趣旨

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画は、廃棄物の処理および清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、志摩市(以下、「本市」という。)の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものです。

## 2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 一般廃棄物の排出状況

(単位：t/年)

項目\年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(実績値)	(実績値)	(目標値)
総排出量	16,583	16,235	15,899
可燃ごみ	14,168	13,891	13,442
不燃ごみ	392	354	373
資源	1,254	1,173	1,335
乾電池・蛍光管	18	18	18
混合ごみ(直接搬入)	397	426	385
衣類・布類	80	72	85
集団回収	62	43	60
ガラス・陶器類(埋立)	212	258	201

項目\年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(実績値)	(実績値)	(目標値)
1人1日あたりの総排出量 (g/人・日)	1,085	1,089	1,073
資源を除く1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量(g/人・日)	634	639	621
リサイクル率(%)	15.5	14.8	16.2

## 4 処理主体

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	処分	
			処理主体	処理方法
資源	衣類・布類	市	市	資源化
	その他の資源		鳥羽志勢広域連合	
不燃ごみ	もやせないごみ	市	鳥羽志勢広域連合	資源化
	ガラス・陶器類		市	埋立処分
可燃ごみ		市	鳥羽志勢広域連合	溶融処理
直接搬入ごみ ※粗大ごみ含む		排出者	鳥羽志勢広域連合	溶融処理、破碎 資源化
事業系ごみ		排出者	鳥羽志勢広域連合	溶融処理、資源化

## 5 ごみ集積所

- ごみ集積所の維持管理については、設置管理者である自治会が本市と協力して実施します。また、共同住宅等に設置したごみ集積所については、所有者又は管理者が行います。
- 市民は、ごみや資源を排出するにあたり、地域のごみ集積所の設置管理者である各地区自治会と協議し、適正に排出するものとします。また、自らが利用するごみ集積所を適切かつ清潔に使用するよう努めるものとします。
- 共同住宅等の入居者へのごみの排出方法の周知・啓発は、市および当該共同住宅の所有者又は管理者が行います。
- ごみ集積所を新規で設置する場合は、概ね 30 世帯以上の一般住宅を構成する地域に 1 か所とし、集合住宅についても同様とします。ただし、歩行距離で概ね 500m以内に集積所が存在しない場合は、5 世帯以上の利用があることとします。

## 6 収集・運搬計画

一般廃棄物の種類		収集頻度	収集等の方法
プラスチック製容器包装		隔週	集積所収集
白色トレイ・発泡スチロール		月 1 回	集積所収集
ペットボトル		月 2 回	集積所収集
缶		月 2 回	集積所収集
びん		月 1 回	集積所収集
紙類		月 2 回	集積所収集
衣類・布類		月 1 回	集積所収集
乾電池・蛍光管		月 1 回	集積所収集
不燃ごみ	もやせないごみ	月 1 回	集積所収集
	ガラス・陶器類	月 1 回	集積所収集
可燃ごみ		週 2 回	集積所収集
粗大ごみ(指定袋に入らない大きさ)		随時※	排出者が直接搬入
粗大ごみの戸別収集		随時	戸別収集
事業系ごみ		随時	排出者が直接搬入

※ 大王清掃センターでの粗大ごみの受付(中継)は、毎週水曜日および毎週日曜日(祝日・年末年始は除く)のみとなります。

- ・不燃物および資源物は、透明又は中身の確認できる袋に入れてください。ただし、その他の紙(雑がみ)以外の紙類・発泡スチロールはひもで十字にしばって集積所へ出してください。
- ・自ら粗大ごみを運搬することが困難な住民の負担を軽減するため、粗大ごみ戸別収集を継続します。
- ・ペットボトルについては、「ボトル to ボトル」を推進するため、キャップをはずして軽くゆすいだから、ラベルをはがして集積所に出してください。
- ・びんの分別については「無色(とうめい)のガラスびん」、「色付きのガラスびん」の2種類とします。

## 7 中間処理計画

### (1) 中間処理の方法等

可燃ごみは、鳥羽志勢広域連合（以下、「広域連合」という。）のごみ処理施設「やまだエコセンター」において、溶融処理を行います。

資源については、原則やまだエコセンターにて破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留のうえ業者に委託し資源化しますが、衣類・布類については市で契約した業者に委託し、資源化を行います。

### (2) 中間処理施設の概要

広域連合のごみ処理施設

施設名	やまだエコセンター（高効率ごみ発電施設）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉
処理能力	95 t / 日

施設名	やまだエコセンター（リサイクルセンター）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
処理能力	47 t / 5 h

## 8 最終処分計画

### (1) 最終処分の方法等

やまだエコセンターで処理ができないガラス・陶器類および市の粗大ごみ受付日に持ち込まれた一般家庭から出るガラス・陶器類、少量のコンクリート殻等については、大王一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行います。

最終処分場については、今後も適正に維持管理し、ごみ処理事業に支障をきたさないよう努めてまいります。

## (2) 最終処分場の概要（適正閉鎖の手続きが必要な施設）

施設名称	浜島一般廃棄物最終処分場（迫子）	大王一般廃棄物最終処分場（新設区分）	志摩一般廃棄物最終処分場	阿児一般廃棄物最終処分場	磯部一般廃棄物最終処分場
所在地	志摩市浜島町迫子751番地	志摩市大王町波切2321番地	志摩市志摩町御座1225番地	志摩市阿児町鶴方2637番地77	志摩市磯部町山原675番地2
供用開始	昭和63年	平成18年3月	昭和59年 (新設分：平成8年)	昭和59年	昭和61年
埋立面積	10,010㎡	5,580㎡	18,000㎡ (新設分：6,000㎡)	12,700㎡	15,400㎡
埋立容積	46,500㎥	33,100㎥	111,000㎥ (新設分：37,000㎥)	82,500㎥	50,900㎥
埋立対象物	—	ガラス・陶器類	—	—	—
稼働状況	令和5年度末埋立終了	埋立中	令和5年度末埋立終了	平成25年度末埋立終了	平成25年度末埋立終了

## 9 ごみの資源化・減量化計画

### (1) 啓発活動

ごみの資源化・減量化をさらに促進するため、家庭用資源とごみの分け方・出し方について、継続して市民への啓発を行ってまいります。

啓発の方法としては、引き続き市役所1階のモニターやケーブルテレビを活用するほか、自治会への分別再確認チラシの回覧、市ホームページ、公式LINE、広報誌掲載など、あらゆる手段を通じて実施します。

また、各種団体等へ出向いての啓発活動に加え、保育所等でパッカー車の見学やごみ分別クイズを実施するなど、子ども向けの啓発を通じて幼少期からの意識醸成を図っています。

### (2) 生ごみの減量

市内に在住する世帯が電気式家庭用生ごみ処理機を購入した場合、世帯主に対し購入金額（消費税を除く）の1/2の額（上限額3万円）を助成します。1世帯当りの助成対象機数は、5年間で1基とし、予算の範囲内において交付を行います。

毎年、やまだエコセンターへ市内の小学校4年生が社会見学に訪れており、ごみの分別や減量についても学習しています。この学習の際に生ごみの水切りグッズを配付し、水切りの重要性と使い方を説明することで、児童期からの生ごみの水切りを含むごみの減量に対する意識の醸成を図っています。

あわせて、児童を通じて各家庭へ情報を波及させることで、各家庭における生ごみの水切りを含むごみの減量に対する意識の高揚を図っています。

### (3) リサイクル事業奨励金の交付

対象者は、「リサイクル事業推進団体登録書」により団体登録を行った、営利を目的としない団体とします。

対象となる再生資源化物は、紙類(新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、シュレッダー紙等)、布類、缶類(アルミニウム缶、スチール缶)、ビン類(一升びん・ビールびん等)、ペットボトル、その他資源化物とします。再生資源化物の回収量 1kgあたり5円(ただし、ビン類は1本あたり3円)を限度に、予算の範囲内において交付を行います。

また、広報誌や市ホームページ等による奨励金制度の啓発を行い、市民のリサイクルへの意識を高め、リサイクル事業推進団体の増加を図ることで、廃棄物の発生抑制に努めています。

### (4) マイバッグ・マイボトル持参運動の推進による家庭ごみ排出抑制

レジ袋やペットボトル飲料の使用を見直し、マイバッグ・マイボトル持参運動の推進を図ることで、市民自らがライフスタイルを見直す契機とします。これにより、地球温暖化防止への関心を高めるとともに、家庭ごみの排出抑制を図っています。

### (5) 事業系ごみの減量化対策

令和6年度実績における事業系ごみの処理量は、5,115トンで、全処理量(16,583トン)のうち約31%を占めており、引き続き事業系ごみの減量化対策が課題となっています。

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者等に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所およびその運搬方法、その他必要な指示事項の検討を行います。

また、平成26年度から開始した事業系生ごみ減量化対策助成金については、令和8年度より対象となる処理機の範囲を拡大します。あわせて、市内の事業者に対する制度の周知を徹底し、利用を促進することで、さらなる廃棄物の発生抑制を図ります。

### (6) 不法投棄の対策

道路や空き地等への廃棄物の不法投棄(ポイ捨て含む)は、依然として後を絶たない状況にあります。

不法投棄防止を目的として、公共用地および各自治会からの要望に基づき、不法投棄の現場へ看板の設置を行っています。また、悪質な不法投棄箇所へ監視カメラを設置することにより、投棄者の特定を目指すとともに、不法投棄の防止に努めています。さらに、市民に向けて広報誌や市のホームページを利活用し、周知徹底を実施しています。

悪質な不法投棄には、県の廃棄物担当部局および三重県警察と連携し、解決に向

けた対策を講じます。

#### (7) ボランティアごみの処理について

ボランティアごみの処理については、事前に「一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書」および「ボランティア清掃作業実施届出書」を提出していただくことで、持込み手数料の免除を行っています。

搬入方法については、市の分別方法を厳守し、事前に調整の上、大王清掃センターまたはやまだエコセンターに持ち込んでいただきます。

#### (8) 天災・火災により発生した一般廃棄物の搬入について

風水害、地震等の天災又は火災により発生した一般廃棄物を、やまだエコセンターおよび志摩市大王一般廃棄物最終処分場に持ち込む場合は、事前に申請を行い、広域連合および本市の承認を受けることで、ごみ処理手数料の免除を行っています。

引取りが可能なものと不可能なものがあるため、事前に環境・ごみ対策課および広域連合環境課（やまだエコセンター）による現地確認（立会い）が必要となります。

#### (9) 脱プラスチックへの取組について

国際的に海洋プラスチック問題が深刻化し、生態系を含めた海洋環境および沿岸域の居住環境への影響が懸念されています。

また、観光業や漁業への影響も懸念されることから、本市においては令和元年に、伊勢志摩国立公園の魅力向上事業として「プラスチックスマートキャンペーン」への登録を行いました。

今後についても、国や県の関係部局と連携し、市民向けの啓発活動を実施するほか、事業者へプラスチックごみの発生抑制に関する周知を行います。

取組の一環として、給水機の活用とマイボトルの普及推進により、ペットボトルの削減を図っています。

#### (10) 海岸漂着物の回収について

本市は、平成 24 年 3 月に策定された三重県海岸漂着物対策推進計画において、海岸漂着物対策を推進する最重点区域に指定されています。このことから、三重県海岸漂着物等対策事業補助金を活用し、海岸漂着物の回収を行うことで、海岸環境の向上を図っています。

また、自治会、漁業者および市民団体等による海岸清掃活動に対し、ごみ処理手数料の免除や回収等、積極的な支援を行います。

さらに、令和 7 年 11 月 9 日に本市および南伊勢町を会場として、「第 44 回全国豊かな海づくり大会」が開催されたことを受け、引き続き関係各所と協力し、陸域も含めた海岸漂着物の減少に向けた取組を実施します。

### (11) 小型家電リサイクルの取組について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第5条に基づき、地方公共団体の責務として使用済み小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用に取り組んでいます。

具体的な施策として、令和5年11月に、小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル㈱と連携協定を締結し、パソコンを「便利に」「簡単に」自宅から回収できる宅配便リサイクルの活用を推奨しています。

また、令和7年5月からは、パソコンおよびフロン含有家電（除湿機・冷風機）を粗大ごみの受付対象品目として新たに追加し、排出の機会を拡大することで、適正処理およびリサイクルの推進を図っています。

### (12) 羽毛ふとんのリサイクル回収について

不要になった羽毛ふとんを無料で回収し、リサイクルを行うことで、ごみ減量化と資源の有効活用を図っています。

### (13) 「ボトル to ボトル」 水平リサイクルの推奨について

ペットボトルからペットボトルを再生する場合、新たに石油由来の原料からペットボトルを製造する場合と比較して、CO<sub>2</sub>を約60%削減できます。このため、市として引き続きペットボトルの分別の周知を行うとともに、市、市民、事業者が三位一体となって、資源循環型社会の実現に向けて取り組みます。

### (14) 粗大ごみリユース品の無償提供について

大王清掃センターに搬入された粗大ごみの中で、再利用可能な品物を一定期間取り置きし、希望者に無償での提供を行っています。

これは、年々排出が増え続けている粗大ごみの減量化と、2050年の脱炭素社会の実現へ向けた、SDGs（持続可能な開発目標）の目標11「住み続けられるまちづくりを」および目標12「つくる責任 つかう責任」を達成するための取組の一環です。この取組を通して、粗大ごみの有効活用と物を大切に長く使う意識の啓発を図っています。

### (15) リチウムイオン電池の回収について

リチウムイオン電池は、衝撃や変形により発熱・発火する危険性があり、全国的にごみ処理施設や収集車両での発火事故が多発しています。

本市では、適正処理および火災防止のため、リチウムイオン電池等が使用されている充電式小型電子機器、充電式電池、ボタン電池（セロハンテープ等による絶縁処理必須）について、本庁、各支所および大王清掃センターでの回収を実施しています。

## 10 ふれあい収集の取組について

ごみ出しに困窮している身体が不自由な方の家庭ごみの排出について、負担を少しでも軽減できるよう、福祉部局と連携し、令和2年12月1日から「ふれあい収集」に取り組んでいます。

排出時間に融通を持たせた集積所（ふれあい集積所）を、浜島支所・大王支所・志摩支所・旧阿児支所・磯部農業就業改善センター・大王清掃センターに設置しています。排出日時については、可燃ごみは月曜日から火曜日の13時までと木曜日から金曜日の13時まで、可燃ごみ以外については、随時排出を可能としています。

今後も、介護施設やケアマネージャーと連携し、ごみ出しに不便を感じることがないように、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくり」の達成を目指した取組を推進します。

## 11 脱炭素化対策の取組について

市では、2050年までに温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティしま」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

その取組の一環として、令和3年4月からマイボトル等で利用できる給水機の設置を行っており、現在は市の公共施設や民間施設に設置しています。

あわせて、マイボトルの積極的な利用をさらに推進するため、志摩市オリジナルボトルを作製し、販売登録を行った市内の店舗が販売を行っています。

マイボトル等で給水できる環境を整備することにより、ペットボトル等のプラスチック製品の使用抑制を図り、プラスチックごみによる海洋汚染の防止のほか、ごみの減量、地球温暖化対策や生物多様性の保全等につなげていきます。

今後についても関係部局と連携し、「プラスチックごみゼロ」を目指す取組を推進しています。

## 12 プラスチック製品の分別方法について

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行されました。これを受け、広域連合を構成する2市1町（本市、鳥羽市および南伊勢町）においても、現在「可燃ごみ」として分別しているプラスチック製品の分別・処理方法について検討していきます。

※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」とは、日本国内のプラスチックを規制するだけの法律ではなく、事業者や自

治体がプラスチック製品の設計から製造、使用後の再利用までのすべてのプロセスで資源循環を促進していくための法律です。

### 13 その他の紙（雑がみ）の減量について

やまだエコセンターが実施したごみの組成分析の結果、可燃ごみの中に「紙・布類」が約47%（令和6年度実績）含まれていることが明らかとなりました。

この結果を踏まえ、紙類のさらなる分別の啓発に注力していきます。また、雑がみをより排出しやすくなるよう、広域連合および構成市町と連携し、排出方法の見直しについて検討を行います。